

外国人介護人材受入施設環境整備事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、外国人介護人材受入施設環境整備事業を実施するにあたり、介護人材確保推進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

知事は、外国人介護人材を受入れる（受入予定を含む。）介護施設等において、外国人介護人材が円滑に就労・定着するために実施する取組の経費について補助金を交付する。

また、外国人留学生在が在籍する介護福祉士養成施設において、留学生在に質の高い教育を提供し、介護福祉士国家試験に合格できるよう支援するために実施する取組の経費について補助金を交付する。

なお、本事業に係る補助金は、予算の範囲内で交付する。

第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護施設等

介護保険法に基づく指定又は許可を受けた、新潟県内に所在する介護サービス施設・事業所をいう。

(2) 外国人介護職員

介護施設等が受入れる（受入予定を含む。）技能実習、特定技能1号、EPA（経済連携協定）、在留資格「介護」のいずれかに該当する外国人をいう。

(3) 留学生

在留資格「留学」で来日し、介護福祉士国家試験の合格を目指す介護福祉士養成施設在学生在をいう。

第3 補助対象者

介護施設等及び留学生在が在籍する新潟県内に所在する介護福祉士養成施設とする。

第4 補助対象事業

1 介護施設等が実施する取組

(1) 外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組

- ・雇用予定の外国人介護職員が母国を出国する前に雇用予定先の介護施設等とオンラインによる通話を行うために必要な経費
- ・介護業務マニュアル（介護の手順、介護用語の統一化等）の作成等に必要な経費
- ・介護業務マニュアルの翻訳に必要な経費
- ・多言語翻訳機の購入又はリースに必要な経費
- ・外国人介護職員の日本語学習の支援（日本語講師による教育等）に必要な経費
- ・コミュニケーションの促進に資するような研修の受講に必要な経費
（例：介護技能実習評価者養成講習、介護職種の技能実習指導員講習等）
- ・外国人介護職員受入施設等の職員が異文化理解を図るための教育・研修を受講又は

実施するために必要な経費

(2) 外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組

- ・外国人介護職員を対象に資格取得を目指すために必要な教材の購入、外部講習等への参加、日本語講師による教育に必要な経費

(3) 外国人介護職員の生活支援に必要な取組

- ・外国人介護職員の孤立防止やホームシック等メンタルヘルスケア（カウンセリング実施等）に必要な経費
- ・地域の日本人や外国人との交流を促進するための交流会開催等に必要な経費

※ 「外国人介護福祉士候補者受入施設支援事業」による補助を受けているものについては本補助事業の対象とはしない。ただし、取組内容が当該事業と重複しない場合は、その限りではない。

2 留学生が在籍する介護福祉士養成施設が実施する教育の質の向上に必要な取組

- ・留学生向けの介護福祉士国家試験対策教材の作成に必要な経費
- ・留学生の指導方法等に関する教育の手引きの作成に必要な経費
- ・教員が異文化理解の教育・研修を受講するために必要な経費
- ・その他留学生への教育の質の向上に必要と考える経費
（例：留学生の生活指導や日本語教育を行う外部講師に係る経費等）

第5 補助対象経費

外部講師に対する報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費等）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、手数料等）、委託料、備品購入費、その他補助事業の実施に必要と認められる経費（職員の給料等人件費は補助対象外）

第6 基準額及び補助率

(1) 基準額

1 施設等又は1養成施設あたり300,000円とする。

(2) 補助率

県2/3、施設等又は介護福祉士養成施設1/3

第7 交付申請

本事業による補助を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 交付要綱第5に規定する交付申請書（交付要綱 第1号様式）
- (2) 外国人介護人材受入施設環境整備事業 実施計画書（別紙 様式第1号）
- (3) 外国人介護人材受入施設環境整備事業 経費積算書（別紙 様式第2号）
- (4) 外国人介護人材受入（雇用）予定証明書（別紙 様式第3号）
- (5) 実施予定の事業の概要等が分かる資料
- (6) その他知事が必要と認める書類

第8 実績報告

本事業に係る実績報告をしようとする者は、事業の完了した日から起算して1か月を経過

した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 交付要綱第12に規定する実績報告書（交付要綱 第5号様式）
- (2) 外国人介護人材受入施設環境整備事業 実施報告書（別紙 様式第4号）
- (3) 外国人介護人材受入施設環境整備事業 経費精算書（別紙 様式第5号）
- (4) 支払いの根拠となる書類
- (5) 実施事業の概要等が分かる書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

第9 消費税等仕入控除額の確定に伴う報告

補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、交付要綱 第7号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は、その都度定める。

附 則

この要領は、令和2年6月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月29日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

ただし、令和5年3月31日以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和6年5月30日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

ただし、令和6年3月31日以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

- ※2 複数の取組を実施する場合は、「※1」と同様に番号を明記した上で、各取組ごとに記載すること。
- ※3 交付申請しようとする者が介護施設等の場合に記載すること。
(うち受入予定人数)には、交付申請日時点では就労開始前であるが、当該年度中に就労開始予定である外国人介護職員がいる場合に記載すること。併せて「実施要領 別紙様式第3号」も提出すること。
- ※4 実施要領第4「補助対象事業」の1(2)の取組を実施する場合に記載すること。
- ※5 交付申請しようとする者が介護福祉士養成施設の場合に記載すること。
- ※6 交付申請日時点で最新の年度実績を記載すること。
- ※7 該当するものに「○」を付けること。

別紙 様式第 1 号 (付表) 対象経費区分

(単位：円)

	支出予定額			支出内訳	
	補助対象	補助対象外	計	補助対象	補助対象外
報償費					
旅費					
需用費					
使用料及び 賃借料					
役務費					
委託料					
備品購入費					
合計					

別紙 様式第2号

外国人介護人材受入施設環境整備事業 経費積算書

費 目		金額	備考
補助対象経費	A		
寄付金その他収入額	B		
差引額 (A-B)	C		
基準額	D	300,000	
CとDを比較しての少ない額	E		
補助率	F	2/3	
補助金交付申請額 (E×F) ※千円未満の端数切捨て	G		

- ・ A欄には「別紙様式第1号(付表)対象経費区分」の支出予定額のうち、「補助対象」の合計額を記載すること。

別紙 様式第3号

外国人介護人材受入（雇用）予定証明書

1 受入（雇用）予定の外国人介護職員の受入区分（※）、国籍及び人数

2 受入（雇用）予定年月日

上記のとおり受入（雇用）予定であることを証明します。

新潟県知事 様

年 月 日

施設等所在地
施設等名
代表者の職・氏名

※ 受入区分については、「技能実習」、「特定技能」、「E P A」、「介護」のいずれかを記入すること。

すること。

- ※3 事業を実施した者が介護施設等の場合に記載すること。
- ※4 実施要領第4「補助対象事業」の1(2)の取組を実施した場合に記載すること。
- ※5 事業を実施した者が介護福祉士養成施設の場合に記載すること。
- ※6 該当するものに「○」を付けること。

別紙 様式第 4 号 (付表) 対象経費区分

(単位：円)

	支出額			支出内訳	
	補助対象	補助対象外	計	補助対象	補助対象外
報償費					
旅費					
需用費					
使用料及び 賃借料					
役務費					
委託料					
備品購入費					
合計					

別紙 様式第5号

外国人介護人材受入施設環境整備事業 経費精算書

費 目		金額	備考
補助対象経費	A		
寄付金その他収入額	B		
差引額 (A-B)	C		
基準額	D	300,000	
CとDを比較しての少ない額	E		
補助率	F	2/3	
補助金実績報告額 (E×F) ※千円未満の端数切捨て	G		

- ・ A欄には「別紙様式第4号(付表)対象経費区分」の支出額のうち、「補助対象」の合計額を記載すること。